総務常任委員会

- 1 開 議 令和元年12月17日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 委員会室1
- 3 付議事件及び順序
 - 日程第1 議案第87号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第2 議案第88号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に ついて
 - 日程第3 議案第89号 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
 - 日程第4 議案第90号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第5 陳情第11号 日本政府に香港の「自由」「民主主義」を守る行動を求める陳情書について
 - 日程第6 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

総務常任委員会名簿

委員長 髙 瀨 重 嗣 出席 副委員長 引 地 達 雄 出席 委 員 大 塚 正 出席 義 前 田 則 隆 出席 星 雅 人 出席 之 中 Ш 雅 出席 三 野 前 良 出席

当 局 総合政策部長 櫻 賢 治 出席 畄 務 課 総 長 渡 邉 和 栄 出席 危機管理課長 藤 田 友 弘 出席

事務局 宇津野 豊 出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長(髙瀨重嗣君) ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。

これより総務常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、櫻岡総合政策部長、渡邉総務課長及び藤田危機管理課長であります。

議事に入る前に申し上げます。質疑の方法は申し合わせにより、本会議同様、一問一答方式とし、3回までとなっておりますが、3回を超える場合は委員長の判断となっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第87号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(髙瀨重嗣君) それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第87号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

櫻岡総合政策部長。

○総合政策部長(櫻岡賢治君) 議案第87号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について ご説明いたします。

タブレット議案書80ページ、議案書補助資料をごらんください。本議案の概要ですが、令和2年4月1日から下水道事業、農業集落排水事業及び公共設置型浄化槽事業について地方公営企業法に適用することに伴い、またあわせて総合政策部の事務分掌について現行の事務分掌と整合を図るため、関係部分を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 渡邉総務課長。
- ○総務課長(渡邉和栄君) それでは、新旧対照表81ページをごらんください。

第3条中、総合政策部の事務分掌におきまして、第2号、行政経営及び行政改革に関すること、第3号、 秘書及び広報広聴に関すること、第4号、議会及び市の行政一般に関すること、第5号、職員の人事、給 与及び福利厚生に関することを右側の第2号、議会及び市の行政一般に関すること、第3号、職員の人事、 給与及び福利厚生に関すること、第4号、情報システム及び広報広聴に関すること、第5号、防災及び防 犯に関することに改めます。

また、建設水道部の事務分掌におきましては、第7号、下水道及び浄化槽に関することを削ります。 79ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行する旨 規定いたします。 以上で議案第87号の説明を終わります。

○委員長(髙瀨重嗣君) 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。 質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。 次に、意見を行います。皆様から発言はございますか。 ほかに意見はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ないようであれば、意見は以上で終了いたします。 それでは、採決いたします。

議案第87号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

- ○委員長(高瀬重嗣君) ご異議ないものと認め、議案第87号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条 例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。
 - ◎議案第88号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の 制定について
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 次に、日程第2、議案第88号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(櫻岡賢治君) 議案第88号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書93ページ、議案書補助資料をごらんください。本議案の概要ですが、令和元年人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて本市の一般職の給与の改定、一般職の任期付職員の給与の改定及び会計年度任用職員の給与等の改定をまとめて行うものです。

詳細については、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 総務課長。
- ○総務課長(渡邉和栄君) それでは、108ページをごらんいただきたいと思います。

令和元年人事院勧告のうち、本市職員に関係するものは、(1)としまして、例月給の引き上げ、(2)、ボーナスの引き上げ及び(3)の住居手当の見直しになります。例月給は民間給与との格差0.09%を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を平成31年4月に遡及しまして増額改定し、ボーナスにつきましては、令和元年12月の勤勉手当を0.05月分増額改定するものとなります。また、住居手当につきましては、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限額を1,000円引き上げるものです。この結果、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間所要の経過措置を設けることとい

たします。

次に、本条例の改正内容をご説明いたしますので、109ページの大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の改正概要をごらんください。また、あわせまして94ページから107ページまでの新旧対照表がありますので、そちらもあわせてごらんいただければと思います。

109ページ、本条例の第1条は、大田原市一般職の職員の給与に関する条例の改正のうち、令和元度年分の改正規定でありますが、第21条の勤勉手当の規定中、12月支給分を0.05月分増額改定するものとなります。勤勉手当の支給割合は、下段の表の令和元年度(改定後)のとおりとなります。

また、別表第1、行政職給料表の改正は、給料月額を増額改定するもので、一般職試験の大卒程度に係る初任給を1,500円、高卒程度に係る初任給を2,000円それぞれ引き上げ、若年層についても所要の改定を行います。平均改定率は0.1%となります。改正後の給料表につきましては、先ほどご説明しました95ページから98ページの新旧対照表になります。

110ページに移りまして、次に条例第2条につきましては、大田原市一般職の職員の給与に関する条例の改正のうち、令和2年度以降の改正規定であります。第11条の3の住居手当の改正については、支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円へ引き上げるとともに、住居手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものです。

第21条の勤勉手当の改正については、令和元年12月の0.05月分の増額改定分を含めまして、来年度は6月と12月に支給割合を平準化する改正となります。

その結果、勤勉手当の支給割合は、109ページの勤勉手当支給割合の表の右側、令和2年度以降に示すと おりとなります。

110ページにお戻りいただきまして、次に第3条、大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正のうち、令和元年度分の改正規定でありますが、第10条第2項の特定任期付職員の期末手当の規定中、12月支給分を0.05月分増額改定するものです。

また、別表第1及び第2の改正は、それぞれの給料表を国家公務員の任期付職員に準じて改定するもので、改正後の給料表については、101ページの新旧対照表を参照願いたいと思います。

110ページに戻っていただきまして、次に第4条は大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正のうち、令和2年度以降の改正規定でありますが、第10条第2項の特定任期付職員の期末手当の改正につきましては、令和元年12月の0.05月分の増額改定分を含めまして、来年度は6月と12月に支給割合を平準化する改正になります。

最後に、本条例第5条につきましては、大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 改正でありまして、別表第1の給料表を改正し、令和2年度から施行するもので、改正後の給料表につき ましては、103ページから107ページの新旧対照表を参照願いたいと思います。

以上が本条例の改正内容となります。

次に、本条例の附則の規定についてご説明しますので、91ページをごらんください。附則第1条第1項は、施行期日の規定でありまして、本条例は公布の日から施行するものとし、ただし、第2条、第4条及び第5条並びに附則第3条の規定は、いずれも令和2年4月1日から施行するものといたします。

次に、同条第2項は、第1条及び第3条の規定による改正後の給料表の規定は、平成31年4月1日に遡

及適用する旨、また改正後の勤勉手当の規定は、令和元年12月1日から適用する旨規定いたします。

附則第2条は、改正後の給与条例等を適用するに当たりまして、改正前の給与条例等の規定に基づき支給された給与は、その内払いとみなす旨の規定でございます。

附則第3条第1項は、本条例を施行することにより、住居手当が該当しないことになる職員及び改正後の住居手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日まで経過措置を設け、同条第2項におきまして、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める旨規定いたします。

最後に、附則第4条、次のページになりますが、委任規定でありまして、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨の規定でございます。

以上で議案第88号の説明を終わります。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 星委員。
- ○委員(星 雅人君) この1個1個見ていくと、その増額というのは人事院勧告に基づきということで疑問はないのですけれども、これによる財政への負担というか、月例給、ボーナス、住居手当それぞれが、住居手当については減額になる、トータルでなるかもしれないですけれども、どれぐらいの変化があるかというか、増額の負担があるかということをお伺いします。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 総務課長。
- ○総務課長(渡邉和栄君) あくまでも試算となりますが、今回の人事院勧告による影響額としましては 1,700万円程度、こちらは本人に支給する給料、賞与、それからあとは退職手当に関係する負担金、それから共済組合の負担金等合わせまして1,700万円程度の増額が見込まれます。 以上です。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 中川委員。
- ○委員(中川雅之君) 今回の88号に対してということで、国の人事院勧告に基づいて給与の改定を行うという形なのですが、その中で教えていただきたいのは(3)番になるのかな、住居手当の支給に対してということなのですが、今回この住居手当の支給の対象人数というのは、大田原市ではどのぐらいいるのか、まずはお聞かせいただきたいです。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 総務課長。
- ○総務課長(渡邉和栄君) 手元に資料を持っていないので、これは後で委員会のほうに報告ということでよろしいですか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 中川委員。
- ○委員(中川雅之君) 対象が何人になる職員さんがいらっしゃいましたら、それもあわせてよろしくお願いします。
- ○総務課長(渡邉和栄君) はい、わかりました。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。 次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。 星委員。

○委員(星 雅人君) これを上げること自体がどうこうということではないのですが、その今は財政難というメッセージ、給料が下げられるのではないかというメッセージが市中に発せられている中で、人事院勧告に合わせて我々の、この後89号もありますけれども、報酬も含めて増額にはなるという改定になると思うのです。そうすると、それがまた市中に出回るときに、その財政が足りないといって上げているではないかというようなメッセージが市民に対しては発せられてしまうということになるので、そういったことを、これは担当課だけの話ではないと思うので、すごく大きい話にはなってくるのですけれども、そういった点のメッセージは丁寧に発信をしていただきたいなというふうに思って、その意見を述べさせていただきます。

以上です。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに意見ありますか。 前野委員。
- ○委員(前野良三君) 住居手当で姓が違う、例えば嫁さんのうちに住んでいる、そしてなおかつ嫁さんの 親と契約をしている、そういう形で住居手当を支給されている方がいるのではないかと私今思うのです。 ちょっと後で精査してみてください。それが恒常的であれば、決して契約していてもこれは有効なものではないと思うのです。もしかするとあるかもしれません。答えはいいですけれども、はい、済みません。
- ○委員長(髙瀬重嗣君) ほかに意見はございますか。 大塚委員。
- ○委員(大塚正義君) 先ほどの給料の公表したわけではないかという中で、ラスパイレス指数、29年度は 大田原市は99だったと思うのです。それらもあわせてちょっと29年度は99だったものですから、令和元年 になってそれらもあわせて比較として国との比較がこのくらいでしょうとあわせて公表なさったほうがい いのかなと思いますので、意見として述べさせていただきます。

以上です。

○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに意見はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第88号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

- ○委員長(髙瀨重嗣君) ご異議ないものと認め、議案第88号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例 等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。
 - ◎議案第89号 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 次に、日程第3、議案第89号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員

の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(櫻岡賢治君) 議案なのですが、市長等になっていますか。

(「市議会議員」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) 済みません、読み直しますね。

議案第89号 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。よろしくお願いします。

総合政策部長。

○総合政策部長(櫻岡賢治君) 議案第89号 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書113ページ、議案書補助資料をごらんください。本議案の概要ですが、本条例も令和元年人事院勧告に準じて市議会議員の期末手当を改定するため、関係する部分を改正するものでございます。

詳細については、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 総務課長。
- ○総務課長(渡邉和栄君) それでは、116ページをごらんいただきたいと思います。

条例の改正概要でございます。本条例第1条は、大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の改正のうち、令和元年度分の改正規定でありますが、第5条第2項の12月の期末手当を国家公務員 の特定任期付職員の期末手当に準じて0.05月分増額改定するものでございます。

本条例第2条は、同じく大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正のうち、令和2年度以降の改正規定でありまして、第5条第2項の期末手当の改正につきましては、令和元年12月の0.05月分の増額改定分を含めまして、令和2年度においては6月と12月に支給割合を平準化する改正であります。改正後の令和元年度及び令和2年度以降の期末手当の支給割合については、下段の表のとおりとなります。

以上が本条例の改定概要となります。

次に、本条例の附則の規定をご説明いたしますので、112ページをごらんください。第1項は施行期日の規定で、本条例を公布の日から施行するものとし、ただし、第2条の規定は、先ほどご説明したとおり、令和2年度分の改正規定でありますので、施行期日を令和2年4月1日といたします。

次に、第2項は、令和元年度分の期末手当の改正規定を令和元年12月1日から適用する旨規定いたします。

最後に、第3項は、改正後の議員報酬等条例を適用するに当たり、改正前の議員報酬等条例の規定に基づき支給された期末手当は、その内払いとみなす旨の規定でございます。

以上で議案第89号の説明を終わります。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 星委員。
- ○委員(星 雅人君) まず、このことによる財政への負担ということをお伺いしたいと思います。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 総務課長。
- ○総務課長(渡邉和栄君) 議員報酬につきましては、新しく改選された皆様のほうが議長、副議長、議員 ということで報酬月額が変更になっておりますので、その額でこの議案の改正前と改正後の比較というこ とで説明させてもらいます。

まず議長ですが、3 万6, 250円、副議長が3 万1, 537円、議員1 人当たり2 万9, 435円、こちらは以前から議員ということで再選された方の議員の額になります。新たに12月1 日から議員となられた方につきましては4, 930円、失礼しました、1 日分だけ、12月1 日基準日で議員としての在職期間がありますので、4, 930円が改正後5, 077円で、差額として147円、こちらが増額になります。

以上です。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 星委員。
- ○委員(星 雅人君) トータル額というのは出ていますでしょうか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 総務課長。
- ○総務課長(渡邉和栄君) 議長、副議長の在職期間等もありますので、細かい数字はちょっと計算していないのですが、おおよそになります。今回、新人の議員さん8名いらっしゃるということで、トータルで45万1,618円、こちらが改正前と改正後で差額として増額となる部分となります。

以上です。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 星委員。
- ○委員(星 雅人君) ありがとうございます。

あと、よくこの議員報酬等とともにに市長や副市長あるいは教育長の改定というものも上がってくるケースがあると思うのですけれども、今回上がっていない理由等がありましたらお伺いしたいと思います。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 総合政策部長。
- ○総合政策部長(櫻岡賢治君) もともと当初は、先ほども常任委員会の中で議題にありましたように、当初はそういった方向で考えていたようなのですけれども、やはり今回の財政状況のことを鑑みるということと、日光市ですか、あちらで新聞報道がありまして、特別職については見合わせるというような報道があったかと思うのですけれども、その辺のところの報道もありますし、うちのほうの財政状況もあるということで、市長ほか三役については今回は見合わせたというような状況でございます。以上です。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。 次に、意見を行います。皆さんから発言はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀬重嗣君) ないようでありますので、意見は以上で終了いたします。 それでは、採決いたします。

議案第89号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

- ○委員長(高瀬重嗣君) ご異議ないものと認め、議案第89号 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償 等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。
 - ◎議案第90号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 次に、日程第4、議案第90号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(櫻岡賢治君) 議案第90号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書119ページ、議案書補助資料をごらんください。本議案の概要ですが、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として地方公務員法が改正されたことに伴い、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定、いわゆる欠格条項を削除するため、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、危機管理課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 藤田危機管理課長。
- ○危機管理課長(藤田友弘君) それでは、新旧対照表によりご説明いたします。120ページをごらんください。

第4条、欠格条項のうち第1号、成年被後見人または被保佐人、これを削除し、以降の各号を繰り上げるものでございます。

118ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和元年12月14日、 法律の施行日になりますが、から適用する旨規定してございます。

以上で議案第90号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 星委員。
- ○委員(星 雅人君) では、この成年被後見人または被保佐人ということが削除されたということですけれども、これが今まであった意図を市はどのように捉えているかということと、セットでこれに関する、この案件に関するようなことが市の中で今まで課題として起きたことがあるかということをお伺いします。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 総合政策部長。
- ○総合政策部長(櫻岡賢治君) 意図ということですけれども、もともとその地方公務員法上に規定されていた部分から、うちのほうの消防団員についてもその部分を引用していたというものでございます。

また、これに該当したかどうかということに関しては、私の知る範囲ではこれによって採用、任用されなかったということの、私の範囲内ではそういったものはないというふうには考えております。

以上です。

- ○委員長(髙瀬重嗣君) 他に質疑ありませんか。 中川委員。
- ○委員(中川雅之君) 今回国のほうの改正という形で成年被後見人等が一応削除されるという形なのですけれども、その中で今回その欠格条項という形で、今回はこの消防に関してなのですけれども、その他に例えば大田原市のその条例の中では欠格条項に当てはまるものがもっとたくさん、もっと何件かあるかと思うのですが、今回この消防だけという形をとったのはなぜなのかなというふうに思った部分があるのですが、その辺はいかがでしょう。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 総合政策部長。
- ○総合政策部長(櫻岡賢治君) これは、大変申しわけないのですけれども、消防が一番遅くて、9月議会でほかの条例の部分については改正をさせていただいた、水道関係だったですか、ほかにも何点かあったと思うのですけれども、今回だけちょっとおくれてしまいまして、そんな関係で法律の適用にさかのぼって適用するというような形で、他の関係する部分については9月議会で条例化をさせていただいております。

以上です。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 中川委員。
- ○委員(中川雅之君) そうすると、消防で全て削除という形で捉えたらよろしいのですか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 総合政策部長。
- ○総合政策部長(櫻岡賢治君) 関係する条例については一応照会をかけていまして、これで終了している というふうには執行部としては考えております。 以上です。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

- ○委員長(髙瀬重嗣君) ないようでありますので、質疑は終了いたします。 次に、意見を行います。皆さんから発言はございませんか。 中川委員。
- ○委員(中川雅之君) 今回のこの法の改正によってという形なのですけれども、例えばその障害を持った方とか、そういう部分で今度そういうふうに削除された場合には、今度はもし雇うようなときには、例えばその管理者が面接したりとか、そういう形になってくるのですけれども、その辺も含めてやっぱりいろんな形で人権も含めて考えなくてはならない問題だと思うので、その辺でもやっぱり気をつけてやっていかなくてはならないと思うので、その辺気をつけてやっていっていただきたいなと思います。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに意見はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀬重嗣君) ないようでありますので、意見は以上で終了いたします。 それでは、採決いたします。

議案第90号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ご異議ないものと認め、議案第90号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで執行部の皆様にはご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

(執行部退席)

◎陳情第11号 日本政府に香港の「自由」「民主主義」を守る行動を求める陳情書に ついて

○委員長(高瀬重嗣君) 次に、日程第5、陳情第11号 日本政府に香港の「自由」「民主主義」を守る行動を求める陳情書についてを議題といたします。

陳情第11号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局(宇津野 豊君) それでは、私から説明をさせていただきます。

陳情名は、日本政府に香港の「自由」「民主主義」を守る行動を求める陳情書です。

提出者は、栃木県那須塩原市島方623-7、幸福実現党県本部、小貫雅史氏でございます。

陳情の趣旨ですが、香港での抗議デモが収束することなく、香港警察は強硬な姿勢を強め、香港市民の 自由や人権を脅かしている。日本は、人道的観点から米国や英国などと連携して、香港の自由と民主主義 を守る国際世論の形成に尽力すべきとし、5点ございます。

1点目、香港市民の民主化を求める動きを支持する声明を国際社会に発信すること。

2点目、香港市民の訴える5つの要求を受け入れるよう香港政府に求めること。

3つ目、一国二制度を守らない場合は、米国・英国などと連携し、中国への経済制裁を行うこと。

4点目、中国の武力鎮圧があった場合、邦人2万人が安全に避難できるよう自衛隊艦船や民間船の派遣を速やかに進めること。

5点目、香港市民への人権弾圧によって難民が発生した場合は、人的観点から受け入れを行うことの以上5点の内容を国に求めるものでございます。

以上です。

○委員長(高瀬重嗣君) 説明が終わりましたので、これより陳情第11号に対する意見を行います。 委員の皆様、意見ございませんか。 中川委員。

○委員(中川雅之君) 今回のこの陳情に対してということで、私もちょっと調べさせていただきました。 その中では幸福実現党だけが、例えばその安倍内閣総理大臣宛てに提出したりとか、また日本政府に提出 したり、また議会では東京都議会だったりとか、各市議会なんかにも多分やっていると思うのですけれど も、この内容的なものを見た場合に、余りにもちょっと。例えばその3番あたりの一国二制度というよう な形の中で米国と英国と連携して経済制裁を与えるという、そういうような形のちょっと危険性を伴うよ うな、その陳情になっている部分においては、やっぱり一自治体の議会がこれを採択することによってと いうことでは非常に重い部分。例えばその今現在香港と中国といったもの、実際的な国の中でのやっぱりこういう争いに対して、ほかの国がある程度口出しというのではないですけれども、それも含めて陳情を 賛成して出すことは、まだ早いと思うし、やっぱりきちんと国のほうが、例えばその今回内閣総理大臣と か日本政府に陳情を出しているのであれば、やっぱりその国、日本国のきちんとしたその意見が出てから、 やっぱり地方議会は入れたほうがいいと思うので、その辺も含めて考えていっていただけたらありがたい と思いますが。

- ○委員長(髙瀬重嗣君) 先に、星委員。
- ○委員(星 雅人君) 私も似たような考えなのですけれども、大田原市に対する直接的な影響が極めて少ない案件で、議会として意見を今日出すというのはどうなのかということがあるのですけれども、参考までに周りの近隣市町村での採択状況等調べてありましたらお伺いしたいと思います。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 事務局。
- ○事務局(宇津野 豊君) お答えいたします。

実は小貫雅史さんに確認しましたところ、この幸福実現党の栃木県本部というような肩書で今回陳情書を出しているのですけれども、要は幸福実現党の党員の方が県内を分散して各自治体に出しましょうというような説明を受けました。今回12月の定例会に間に合ったのが、この大田原市と矢板市議会の2カ所でした。それ以外のところは間に合っていない状況でございまして、県内の状況を申し上げますと、矢板市議会が総務常任委員会に付託されたという案件でございまして、これは12月の6日に総務常任委員会に付託されまして、全会一致で不採択というような回答を得ております。

そのときの論点としましては、昭和38年ですか、総務省から通達のあった内容が全国、当時の町村議会ですけれども、全国町村議会議長宛てに来た通達に基づいて請願・陳情が国の外交政策に関連するようなものについては、議会としては慎重な対応をとることが望ましいというようなところが議論の論点になったというふうに伺っております。

以上です。

- ○委員長(髙瀬重嗣君) ほかに意見はございませんか。 引地委員。
- ○副委員長(引地達雄君) 今の事務局の説明でいいと思います。慎重な態度をとる、議会としては、そういう対応で進んでほしいと思います。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに発言ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀨重嗣君) ないようであれば、陳情第11号に対する意見は以上で終了します。 それでは、採決いたします。

陳情第11号は不採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ご異議ないものと認め、陳情第11号 日本政府に香港の「自由」「民主主義」を 守る行動を求める陳情書については、不採択するということに決定いたしました。

◎総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長(高瀬重嗣君) 次に、日程第6、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレットにあります調査事件につきまして議会閉会中も継続調査をしたい 旨、会議規則第109条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。同意す ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり、議長に申し出ることといたします。

◎散 会

○委員長(髙瀬重嗣君) 以上で当委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。 委員皆様のご協力を賜りまして、無事終了できましたことに御礼申し上げます。 本日はこれをもちまして散会といたします。

午前10時40分 散会